目次

- 動画① 外部管理者制度とは
- 動画② 管理業者での管理者方式への変更における留意点
- 動画③ 委託契約書について
- 動画④ 管理者による適正な業務確保と組合財産保護のための 処置

8. 管理者による適正な業務確保と組合財産保護のための処置

① 管理者の権限の制限

管理者等への議決権の非付与

- ・総会での管理者及び、外部専門家の監事への議決権(委任 状提出を含む)を認めない。
- ・実参加ができない組合員は、議決権行使書提出が望ましく、 委任状提出は管理者・外部監事への提出は出来ない。

② 利益相反取引等への対応

【ケース】

- ・管理者委託、管理事務委託の契約の更新をする場合
- ・管理者がグループ会社等、特別な利害関係を有する 業者に工事、物品等を発注する場合
- ・管理者と同一グループの会社に対して、大規模修繕 工事を発注する場合

【対応】

重要な事実(取引の相手方名、目的物、数量、価格、 期間、取引による利益等、自社またはグループ会社 を選択する理由等)を開示して、総会の承認を受ける。

③ 緊急時における取引の機動性の確保

- ・災害等、緊急時における保存行為については総会決 議を経ずに出来ることを規約に明記する。
- ・やむを得ない場合には利益相反取引(グループ会社への発注)を行う事を可能とする事も考えられる。
- ・この場合は遅滞なく監事、区分所有者に対して支出 内容について報告する事を明記する。

④ 管理組合からの報酬以外のリベート等の収受禁止

・取引業者等からの不透明な利益の収受等を行わない 旨を管理者委託契約書に明記し、約束させる。

5 大規模修繕工事への対応

- (1) 修繕委員会を設置する場合
 - ・修繕委員会を主体として検討し、管理者は関与しない体制にする。
 - ・修繕委員会は複数の区分所有者と監事から構成する。
 - ・修繕委員会の管理組合における位置づけについて規約に明記する。
 - ・外部の設計コンサルタント等、中立的立場の専門家 を活用する。
 - ・施工会社選定における透明性を確保する。

- (2) 修繕委員会を設置しない場合
 - ・管理者が大規模修繕工事の調整を行う。
 - ・区分所有者への透明性を確保する。
 - ・監事に対する定期報告を充実させる。

※この場合も出来れば設計コンサルタント等、専門家の 活用が有効です。

⑥ 管理者の解任を可能にしておく為の処置

- (1) 管理規約に管理者名等固有名詞を使用しない。
- (2) 解任に向けた総会の招集要件の緩和
 - ・管理規約において、区分所有者の総会招集 制度の1/5条項を緩和する。
 - →組合員数と議決権総数の1/10以上の同意などにあらかじめ緩和しておく。
- (3) 区分所有者へのアクセスの確保
 - ・標準管理規約64条の規約条文の確認する。

⑦ 多額の金銭事故・事件の防止

- (1) 財産の分別管理の徹底
- (2) 通帳・印鑑の保管体制の確立
 - →印鑑は監事が保管する。
- (3) 現金の取扱いの禁止
 - →出納はすべて口座振替・振込等により、現金の取 扱いはしない。
- (4) 適切な財産管理状況の把握
 - →管理者から監事に対して、財産の適切な定期報告が行われる事と共に、監事による月次、半期、決 算時等の監査と総会への報告を行う。

終わりに

いずれにしましても、導入前にきちんと管理業者から説明会を開いていただき、納得できる説明をしていただく事が 大切と思います。

ありがとうございました。